

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

港 湾 局

目 次

I	令和4年度港湾局予算概要	3 頁
II	令和4年度神戸市港湾事業会計予算 予算第15号議案	12 頁
III	令和4年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分） 予算第1号議案	38 頁
IV	関連議案	43 頁
	第28号議案 神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件	44 頁
	第29号議案 須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の件	52 頁

I 令和4年度港湾局予算概要

令和4年度港湾局予算概要

1. 港湾事業会計

(1) 国際コンテナ戦略港湾の推進

神戸港の港勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により先行き不透明な状況が続いているが、ハード・ソフト両面での国際コンテナ戦略港湾政策を展開することによって、早期の港勢回復・拡大を目指す。

① 神戸港への集貨

1,103,000千円

内航フィーダー航路網を活かした日本海側を含む西日本諸港からの集貨や東南アジアー北米間をはじめとする神戸港でのトランシップ貨物の取り込みを進めることで、基幹航路誘致に必要な貨物量を集貨し、基幹航路の多方面・多頻度化を図る。

また、神戸港の高い港湾技術力を発信しながら、コンテナ貨物に加え、在来貨物の集貨・航路誘致を積極的に進め、あらゆる貨物に対応した総合型港湾の機能拡充を図るとともに、脱炭素化に配慮した集貨の取り組みを進める。

- (R4年度事業)：
- ・国際戦略港湾競争力強化対策事業
(国の集貨支援事業を活用)
 - ・阪神港貨物集貨促進事業
(内航フィーダー等を活用した貨物集貨支援)
 - ・港勢拡大促進事業
(新規航路開設やトランシップ貨物集貨支援等)
 - ・神戸港を活用した物流改善のトライアル事業
(アジア広域集貨プロジェクトチーム)
 - ・環境負荷の少ない輸送形態への転換トライアル事業
 - ・在来貨物集貨促進事業
(在来貨物集貨及び定期航路開設支援)
 - ・神戸港の港湾技術の発信



コンテナ取扱個数推移 (千TEU)

② 高規格コンテナターミナル等の整備による港湾機能の強化 8,093,500千円

高規格コンテナターミナルの整備に加え、大阪湾岸道路西伸部やハーバーハイウェイのETC整備、阪神港COMPAS導入など港湾物流の円滑化を図ることで、神戸港の生産性向上を図り、国際競争力を強化する。

- (R4年度事業)：
- ・港湾直轄事業費負担金
(高規格コンテナターミナル整備、大阪湾岸道路西伸部の整備促進)
 - ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業 (ヤード整備等)
 - ・阪神港COMPAS導入 (港湾エリアの混雑解消)
 - ・神戸空港連絡橋拡幅 (4車線化)

(2) カーボンニュートラルポートの形成 825,000千円

水素等の次世代エネルギーの利活用等を図り、脱炭素化に配慮した高度な港湾機能・施設の導入による「カーボンニュートラルポート (CNP)」の形成を図るため、CNP形成計画の策定を行う。

また、停泊船舶への陸上電力供給設備の導入や水素ステーションの誘致など、CNPの形成に向けた具体的な取り組みに着手し、従来のコスト、スピード、サービスといった視点に加え、「環境」を意識した取り組みに注力することで、神戸港の付加価値を高め、荷主や世界のメガキャリアから選ばれ続ける港を目指す。

- (R4年度事業)：
- ・CNP形成計画の策定
 - ・陸上電力供給設備の導入
 - ・自立型水素等電源の導入検討
 - ・CNP形成に資する水素ステーションの誘致
 - ・ブルーカーボンの推進 (クレジット事業化検討等)



液化水素運搬船「すいそ ふろんていあ」



環境に配慮した護岸整備 (緩傾斜護岸)

(3) ウォーターフロント再開発

3,796,100千円

「港都 神戸」グランドデザインや神戸港将来構想に掲げる「世界から人を惹きつける神戸ウォーターフロントの形成」を目指し、新港突堤西地区では、各施設の開業が進む第1突堤基部に続き、第2突堤では大規模多目的アリーナの建設を予定している。また、第1・第2突堤間の水域活用に向けた防波堤の整備や事業化の検討を行うとともに、次期再開発エリアの事業化に向けて取り組みを進める。

中突堤周辺地区では、開業60周年のリニューアルオープンに向けて神戸ポートタワーのリニューアル工事を進めるとともに、中突堤中央ビルの再整備の具現化に向けて取り組み、観光・エントランスエリアの機能強化を図る。

これらの面的な再開発の進捗にあわせて、ハーバーランド～中突堤～新港突堤西地区に至るウォーターフロントエリア内の回遊を促す仕掛けづくりとして、次世代モビリティの実証事業に取り組むなど、多様な移動手段の事業化を検討する。

また、神戸ポートタワーのプロジェクトマッピングなど、街とアートを掛けあわせた「神戸ウォーターフロント アートプロジェクト」を実施する。

- (R4年度事業)：
- ・新港第1突堤・第2突堤に続く再開発事業の具現化に向けた取り組み
 - ・新港第1・第2突堤間の水域活用に向けた防波堤整備
 - ・神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル再整備の具現化に向けた取り組み
 - ・多様な移動手段の事業化検討（橋りょうの設計検討等）
 - ・(株)神戸ウォーターフロント開発機構による官民連携及びエリアマネジメントの取り組み強化



(4) 市民に親しまれるみなとづくり

578,043千円

with コロナ時代における分散型花火・イルミネーションによる夜間景観形成など、新たな賑わいづくりを周辺の事業者と連携して取り組み、ウォーターフロントエリアの活性化を図る。

海事分野の人材育成を図るため、神戸海洋博物館における企画展などの取り組みに加え、青少年が海・船・港に親しみ港湾産業の重要性を学ぶ機会づくりとして、学校教育・海技教育機構・遊覧船など港湾関係事業者と連携した取り組みを進める。

また、六甲マリンパークの利便性・魅力向上のための再整備検討を進めるとともに、ポートアイランド南公園のリノベーションを行う（令和4年度完了）。

水上オートバイの危険性が顕著となった須磨海岸と兵庫運河においては、条例改正により航行禁止区域を設定するとともに、引き続き周知・啓発を図りながら、市民の安全・安心を守る。

- (R4年度事業)：
- ・新しい分散型花火イベントの開催
 - ・ARの活用やイルミネーションの開催
 - ・メリケンパークの賑わいづくり
 - ・神戸・みなと体験、みなとの学習会の開催
 - ・神戸海洋博物館の管理運営
 - ・六甲マリンパークの利便性・魅力向上に向けた再整備検討
 - ・ポートアイランド南公園のリノベーション
 - ・水上オートバイ対策（須磨海岸・兵庫運河）

(5) クルーズ客船・内航フェリーの受入れによる地域活性化

①クルーズ客船誘致の推進

225,000千円

感染症対策や外航クルーズ再開後の客船の寄港に対応すべく、ターミナルでの受入れ体制の強化を進めるとともに、客船入港時のおもてなしや寄港地観光の充実、フライ&クルーズや瀬戸内クルーズの推進を図ることにより、幅広い層の客船誘致を目指す。

- (R4年度事業)：
- ・ターミナルにおける感染症対策及び客船受入れ環境の充実
(感染症対策・ターミナルの旅客動線の円滑化等)
 - ・魅力的な神戸発着クルーズの推進
(瀬戸内クルーズ、地元企業等を活用した企画クルーズ)
 - ・フライ&クルーズの推進
 - ・おもてなし事業と寄港地観光の充実

②内航フェリーの活性化

37,300千円

神戸ー小豆島・高松航路では33年ぶり、神戸ー宮崎航路では25年ぶりとなる新造船の就航を契機に、さらなる内航フェリーの活性化を図るため、with コロナ時代に対応したフェリーによる船旅の魅力のPRや利用促進に取り組む。

(6) 須磨海岸エリアの魅力向上

406,883千円

須磨海浜水族園・海浜公園の再整備にあわせ、隣接する須磨海岸においても、四季を通じて家族連れで行きたくなるような賑わいのある海岸づくりに取り組むほか、今後の活用手法の検討を行う。また、須磨ヨットハーバーの再整備及び管理・運営方法についても検討を進め、エリア全体のさらなる魅力向上を図る。

須磨海水浴場においては、令和元年に西日本で初めて取得した国際環境認証「ブルーフラッグ」の継続取得を目指すとともに、健全化の取り組みを推進する。

- (R4年度事業)：
- ・須磨海岸エリアの回遊性向上と賑わいづくりに向けた実証事業
(次世代モビリティの実証事業、海上交通に関する実証事業等)
 - ・須磨ヨットハーバーの魅力向上に向けた再整備の事業化検討
 - ・須磨海水浴場の運営（仮設利便施設の設置等）
 - ・須磨海岸の健全化対策



須磨海浜水族園・海浜公園再整備（イメージ）

(7) 港湾労働者などの福祉の増進

234,662千円

港湾労働者などの福祉の増進を図るため、港湾厚生施設の改修などに取り組む。

- (R4年度事業)：
- ・港湾厚生施設の改修
 - ・コンテナ専用道路付近へのトイレ設置
 - ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」等の管理運営

(8) 神戸空港の運営

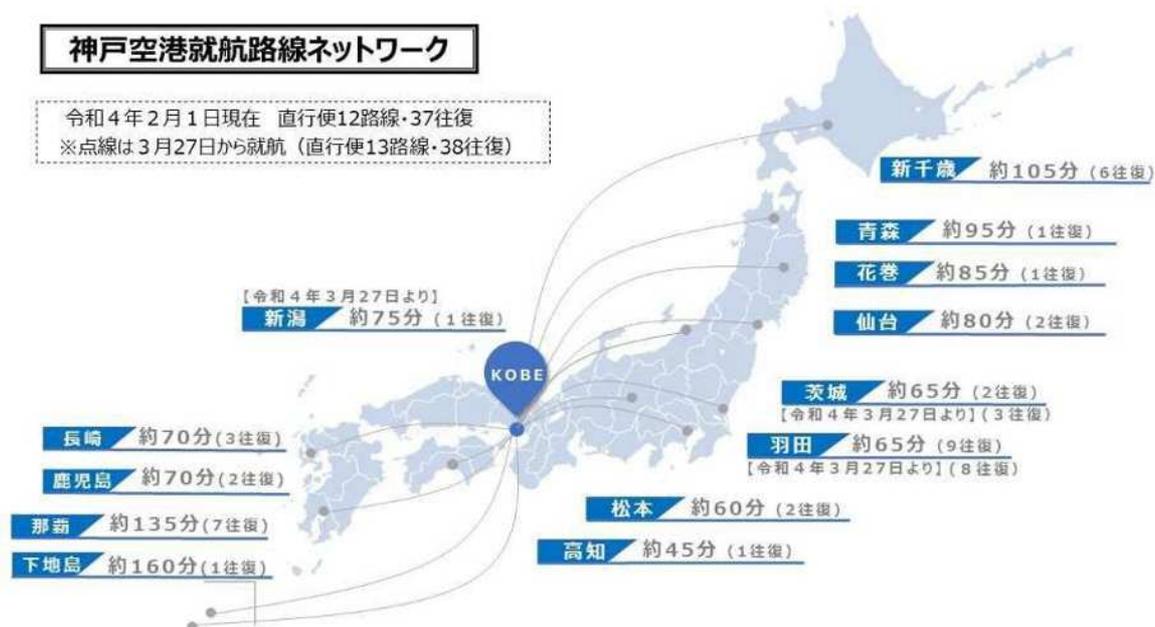
2,223,687千円

神戸空港は、平成30年4月から関西エアポート神戸(株)が運営しており、関西国際空港及び大阪国際空港との一体的運営を図っている。

令和元年5月の関西3空港懇談会の合意に基づき、発着枠の拡大及び23時までの運用時間の延長が実現した。令和4年夏ダイヤからは、新潟への路線が結ばれ、就航都市は全国13都市へと拡大する。

引き続き、コロナ禍により落ち込んだ航空需要の回復に向け、関西エアポート神戸(株)や航空会社などと取り組むとともに、神戸空港のさらなる利活用が進むよう、就航先の自治体などとも連携し、航空需要の拡大に向けて取り組む。

また、令和4年度は、関西エアポート神戸(株)による空港運営が5年目を迎えることから、空港運営の状況等についてモニタリングを行う。



2. 一般会計（港湾局所管分）

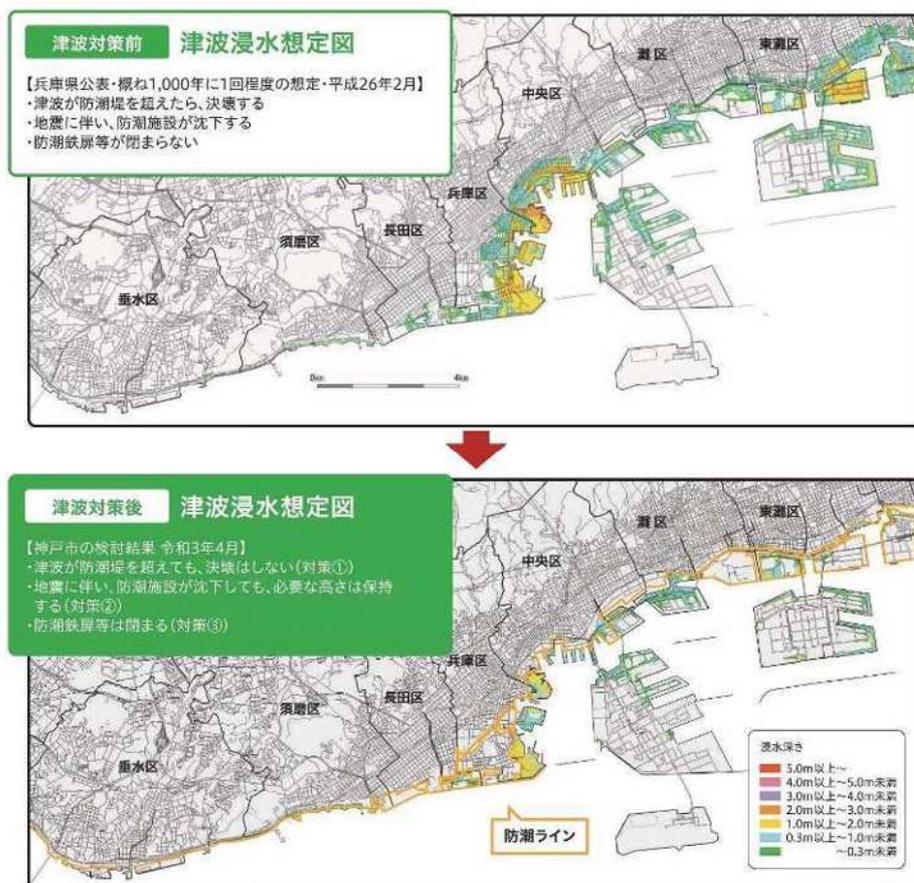
（1）高潮・津波対策

将来、発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波及び大型化する台風に伴う高潮に対し、市民の安全・安心を確保するとともに、災害に強い都市づくりのため、ハード、ソフトあわせた総合的な高潮・津波対策に取り組む。

① 高潮・津波対策事業

250,000千円

南海トラフ巨大地震に伴う津波（レベル2）対策として、防潮堤等をねばり強い構造に補強するとともに、市民の安全・安心の確保に必要なソフト対策を行う（防潮堤等の補強は令和4年度完了予定）。



② 防潮鉄扉等の遠隔操作化

400,000千円

発災後、短時間で到達する津波に対し、防潮鉄扉等を迅速・確実に閉鎖するとともに、閉鎖従事者のさらなる安全確保を目的に、防潮鉄扉等の閉鎖訓練を継続して実施する。また、防災機能の強化を目指し、平成30年度から遠隔操作化に取り組んでおり、令和2年1月より一部運用を開始している。引き続き、令和6年度末の完了を目標に、神戸港全域の遠隔操作化を進める。

③ 海岸保全施設の老朽化対策

536,000千円

津波や高潮発生時における市民の安全を確保するため、老朽化した海岸保全施設の補修を実施し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。

④ 神戸港高潮対策緊急事業

1,620,000千円

ポートアイランドにおいて、高潮発生時においても通行機能を確保するため、排水ポンプ整備や道路の嵩上げなどによる緊急輸送路の浸水対策に取り組むほか、六甲アイランドにおいても荷さばき地や背後道路の地盤嵩上げを進める。

Ⅱ 令和4年度神戸市港湾事業会計予算

予算第15号議案

令和4年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	55,000,000トン
物揚場	170,000トン
埠頭用地	
専用	170,000,000平方メートル
一般	48,000,000平方メートル
港湾幹線道路	6,000,000台
入港料対象船舶	154,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専用	35,000,000平方メートル
一般	33,000,000平方メートル
荷役機械	400回/30分
船舶給水	170,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	25,329,000千円
第1項 営業収益	15,508,118千円
第2項 営業外収益	8,619,553千円
第3項 特別利益	1,201,329千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,270,000千円
第1項 営業収益	1,908,202千円
第2項 営業外収益	361,653千円

第3項	特別利益	145千円
第3款	空港事業収益	883,000千円
第1項	営業収益	445,000千円
第2項	営業外収益	438,000千円
	計	28,482,000千円

支 出

第1款	港湾管理事業費	23,470,000千円
第1項	営業費用	21,353,066千円
第2項	営業外費用	2,116,434千円
第3項	特別損失	500千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,673,000千円
第1項	営業費用	3,199,400千円
第2項	営業外費用	54,015千円
第3項	特別損失	419,585千円
第3款	空港事業費	897,000千円
第1項	営業費用	818,311千円
第2項	営業外費用	78,689千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	28,090,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,054,406千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	35,267,694千円
第1項	企業債	8,559,000千円
第2項	他会計繰入金	5,339,994千円
第3項	他会計補助金	6,918,076千円
第4項	国庫支出金	1,833,166千円
第5項	県支出金	423,275千円
第6項	財産収入	5,476,174千円
第7項	組入金	3,660,024千円
第8項	雑収入	3,057,985千円

支 出

第1款	資本的支出	49,322,100千円
第1項	建設改良費	16,071,401千円
第2項	投 資	15,628,540千円
第3項	企業債等償還金	17,572,159千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
神戸三宮フェリーターミナル指定管理 (令和元年度)	令和4～5年度	11,000千円
須磨地区緑地整備 (令和4年度)	令和4～5年度	250,000千円
新港西地区防波堤整備 (令和4年度)	令和4～6年度	1,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	8,559,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,922,751千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	78,000㎡	譲 渡

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	4,349,208	新港西地区防波堤整備 陸上電源供給設備整備 等
港湾環境整備	131,250	廃棄物埋立護岸整備 須磨地区緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	4,978,500	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	2,423,693	ポートアイランド（第2期）道路整備・付帯工事 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	3,354,700	ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	153,000	港湾用地購入
関連建設改良	681,050	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合計	16,071,401	

(予算第15号議案)

〔港 湾 事 業 会 計〕
令和4年度神戸市港湾事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 港湾管理事業収益	1 営業収益		25,329,000	
			15,508,118	
		1 岸壁使用料	588,064	
		2 物揚場使用料	28,846	
		3 埠頭用地使用料	3,244,384	
		4 運河使用料	9,102	兵庫運河使用料
		5 ドルフィン使用料	347	
		6 港湾幹線道路使用料	1,003,445	港湾幹線道路、摩耶大橋使用料
		7 入港料	259,356	
		8 港湾環境整備負担金	62,604	
		9 賃貸料	8,273,334	倉庫用地等貸付料
		10 水域占用料	320,033	
	11 受託工事収益	752,000		
	12 其他営業収益	966,603	ヨットハーバー、駐車場使用料等	
	2 営業外収益		8,619,553	
		1 受取利息及配当金	7,635	貸付金利息等
		2 他会計補助金	988,533	一般会計補助金
		3 国庫補助金	47,166	
		4 委託金	1,737	港湾調査統計事務県委託金
		5 長期前受金戻入	7,360,039	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
3 特別利益	6 雑収益	214,443	光熱水費償還金等	
		1,201,329		
	1 固定資産売却益	1,200,000	土地売却益	
	2 その他特別利益	1,329		

款	項	目	予 定 額	備 考
2 港湾施設 運営事業収益	1 営業収益	1 上屋使用料	1,705,024	ガントリークレーン等使用料 岸壁給水、運搬給水、自動販売機等による給水料 旅客施設使用料等
		2 荷役機械使用料	18,326	
		3 給水料	84,712	
		4 其他営業収益	100,140	
	2 営業外収益	1 受取利息及配当金	100	
		2 長期前受金戻入	298,910	
		3 雑収益	62,643	
	3 特別利益	1 その他特別利益	145	
			145	
	3 空港事業収益	1 営業収益	1 運営権対価	
2 営業外収益			438,000	
1 他会計補助金		16,142		
2 長期前受金戻入		421,858		
			減価償却費に対応する長期前受金の収益化	
合 計			28,482,000	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 港湾管理事業費	1 営業費用	1 業務費	3,689,056	管理運営費等 貨物集貨施策、神戸港振興施策、港湾調査統計費等 施設維持補修費 職員の給料、職員手当等
		2 振興費	2,567,801	
		3 受託工事費	710,000	
		4 施設保繕費	965,900	
		5 総係費	1,299,066	

款	項	目	予 定 額	備 考
2 港 灣 施 設 運 營 事 業 費	2 營 業 外 費 用	6 減 価 償 却 費	12,107,573	固定資産減価償却費
		7 資 産 減 耗 費	13,670	
			2,116,434	
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	1,778,934	企業債利息等
		2 消 費 税	337,000	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑 支 出	500	
		3 特 別 損 失	500	
		500		
		1 其 他 特 別 損 失	500	
			3,673,000	
3 空 港 事 業 費	1 營 業 費 用	1 業 務 費	3,199,400	
		2 総 係 費	1,155,591	上屋、荷役機械、給水施設に係る管理運営費、維持補修費等
		3 減 価 償 却 費	537,539	職員の給料、職員手当等
		4 資 産 減 耗 費	1,340,501	固定資産減価償却費
	2 營 業 外 費 用		165,769	
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	54,015	
		2 雑 支 出	53,515	企業債利息等
	3 特 別 損 失		500	
		1 其 他 特 別 損 失	419,585	
			419,585	固定資産除却損
		897,000		
4 予 備 費	1 營 業 費 用	1 業 務 費	818,311	
		2 減 価 償 却 費	55,000	固定資産減価償却費
	2 營 業 外 費 用		763,311	
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	78,689	企業債利息等
	1 予 備 費	78,689		
		50,000		
		50,000		
合 計			28,090,000	

給与費内訳
職員数185人（短時間勤務職員32人を含む）の報酬48,889千円、給料629,510千円、手当等887,806千円、法定福利費238,181千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			千円	
			35,267,694	
		1 企業債	8,559,000	
			8,559,000	建設改良費等に充当する企業債
		2 他会計繰入金	5,339,994	
			5,339,994	建設改良費等に充当する基金繰入金
		3 他会計補助金	6,918,076	
			6,918,076	建設改良費等に充当する一般会計補助金
		4 国庫支出金	1,833,166	
			1,833,166	建設改良費に充当する国庫補助金
5 県支出金	423,275			
	423,275	企業債償還に充当する県補助金		
6 財産収入	5,476,174			
	5,463,018	土地売却代		
	13,156	基金運用益		
7 組入金	3,660,024			
	3,660,024	港湾用地貸地収入等		
8 雑収入	3,057,985			
	1,975,801	ポートアイランド（第2期）等関連公共工事に係る工事負担金		
	862,184	阪神国際港湾株式会社貸付金等の返還金等		
	220,000	移転補償に係る受託費等		

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出	1 建設改良費		千円	
			49,322,100	
		1 港湾建設費	16,071,401	
			4,349,208	新港西地区防波堤整備、陸上電源供給設備整備等
	131,250	廃棄物埋立護岸整備、須磨地区緑地整備等		
	4,978,500	高規格コンテナターミナルの整備推進等		

款	項	目	予 定 額	備 考
		4 埋 立 費	2,423,693	千円 ボートアイランド（第2期）道路整備・付帯工事等 ウォーターフロント再整備等 港湾用地購入 建設改良部門職員の給料、職員手当等
		5 其他建設改良費	3,354,700	
		6 土地等購入費	153,000	
		7 関連建設改良費	681,050	
	2 投 資		15,628,540	
		1 投 資	900,000	
		2 基金造成費	14,728,540	
	3 企業債等償還金		17,572,159	阪神国際港湾株式会社貸付金 港湾事業基金造成費 企業債元金償還金等
		1 企業債等償還金	17,572,159	
	4 予 備 費		50,000	
		1 予 備 費	50,000	

給与費内訳

職員数78人（短時間勤務職員13人を含む）の報酬9,291千円、給料283,331千円、手当等277,456千円、法定福利費103,187千円を計上

令和4年度神戸市港湾事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>当年度純利益</td><td style="text-align: right;">109,000</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">14,211,385</td></tr> <tr><td>資産減耗費</td><td style="text-align: right;">3,639</td></tr> <tr><td>貸倒引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 277</td></tr> <tr><td>退職給付引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">347,960</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 8,080,807</td></tr> <tr><td>受取利息及配当金</td><td style="text-align: right;">△ 6,884</td></tr> <tr><td>支払利息及企業債取扱諸費</td><td style="text-align: right;">1,364,833</td></tr> <tr><td>有形固定資産売却損益</td><td style="text-align: right;">△ 1,200,000</td></tr> <tr><td>有形固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">419,585</td></tr> <tr><td>未収金・破産更生債権等の増減額</td><td style="text-align: right;">356,866</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 1,364,602</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,160,698</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">6,884</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 1,364,833</td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,802,749</td></tr> </table>	当年度純利益	109,000	減価償却費	14,211,385	資産減耗費	3,639	貸倒引当金の増減額	△ 277	退職給付引当金の増減額	347,960	長期前受金戻入額	△ 8,080,807	受取利息及配当金	△ 6,884	支払利息及企業債取扱諸費	1,364,833	有形固定資産売却損益	△ 1,200,000	有形固定資産除却損	419,585	未収金・破産更生債権等の増減額	356,866	未払金の増減額	△ 1,364,602	小計	6,160,698	利息及び配当金の受取額	6,884	利息の支払額	△ 1,364,833	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,802,749	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形・無形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 19,699,519</td></tr> <tr><td>有形固定資産の売却収入</td><td style="text-align: right;">6,663,018</td></tr> <tr><td>貸付金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 900,000</td></tr> <tr><td>貸付金返還による収入</td><td style="text-align: right;">862,184</td></tr> <tr><td>基金造成による支出</td><td style="text-align: right;">△ 14,728,540</td></tr> <tr><td>基金繰入による収入</td><td style="text-align: right;">5,339,994</td></tr> <tr><td>財産収入による収入</td><td style="text-align: right;">13,156</td></tr> <tr><td>組入金による収入</td><td style="text-align: right;">3,257,421</td></tr> <tr><td>雑収入による収入</td><td style="text-align: right;">200,000</td></tr> <tr><td>国庫補助金返還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 5,000</td></tr> <tr><td>国庫補助金による収入</td><td style="text-align: right;">1,833,166</td></tr> <tr><td>工事負担金による収入</td><td style="text-align: right;">1,993,983</td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△ 15,170,137</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一時借入金収入</td><td style="text-align: right;">20,000,000</td></tr> <tr><td>一時借入金返済</td><td style="text-align: right;">△ 20,000,000</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てる企業債収入</td><td style="text-align: right;">8,559,000</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てた企業債等償還</td><td style="text-align: right;">△ 17,572,159</td></tr> <tr><td>他会計補助金による収入</td><td style="text-align: right;">6,918,076</td></tr> <tr><td>県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">423,275</td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△ 1,671,808</td></tr> </table>	有形・無形固定資産の取得による支出	△ 19,699,519	有形固定資産の売却収入	6,663,018	貸付金貸付による支出	△ 900,000	貸付金返還による収入	862,184	基金造成による支出	△ 14,728,540	基金繰入による収入	5,339,994	財産収入による収入	13,156	組入金による収入	3,257,421	雑収入による収入	200,000	国庫補助金返還による支出	△ 5,000	国庫補助金による収入	1,833,166	工事負担金による収入	1,993,983	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,170,137	一時借入金収入	20,000,000	一時借入金返済	△ 20,000,000	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	8,559,000	建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 17,572,159	他会計補助金による収入	6,918,076	県補助金による収入	423,275	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,671,808
当年度純利益	109,000																																																																								
減価償却費	14,211,385																																																																								
資産減耗費	3,639																																																																								
貸倒引当金の増減額	△ 277																																																																								
退職給付引当金の増減額	347,960																																																																								
長期前受金戻入額	△ 8,080,807																																																																								
受取利息及配当金	△ 6,884																																																																								
支払利息及企業債取扱諸費	1,364,833																																																																								
有形固定資産売却損益	△ 1,200,000																																																																								
有形固定資産除却損	419,585																																																																								
未収金・破産更生債権等の増減額	356,866																																																																								
未払金の増減額	△ 1,364,602																																																																								
小計	6,160,698																																																																								
利息及び配当金の受取額	6,884																																																																								
利息の支払額	△ 1,364,833																																																																								
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,802,749																																																																								
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 19,699,519																																																																								
有形固定資産の売却収入	6,663,018																																																																								
貸付金貸付による支出	△ 900,000																																																																								
貸付金返還による収入	862,184																																																																								
基金造成による支出	△ 14,728,540																																																																								
基金繰入による収入	5,339,994																																																																								
財産収入による収入	13,156																																																																								
組入金による収入	3,257,421																																																																								
雑収入による収入	200,000																																																																								
国庫補助金返還による支出	△ 5,000																																																																								
国庫補助金による収入	1,833,166																																																																								
工事負担金による収入	1,993,983																																																																								
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,170,137																																																																								
一時借入金収入	20,000,000																																																																								
一時借入金返済	△ 20,000,000																																																																								
建設改良費等の財源に充てる企業債収入	8,559,000																																																																								
建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 17,572,159																																																																								
他会計補助金による収入	6,918,076																																																																								
県補助金による収入	423,275																																																																								
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,671,808																																																																								
	<p>資金増加額 △ 12,039,196</p> <p>資金期首残高 52,431,266</p> <p>資金期末残高 40,392,070</p>																																																																								

令和4年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		254,477,709	
ロ	建 物	60,397,784		
	減価償却累計額	△ 32,730,539		27,667,245
ハ	建 物 附 属 設 備	8,862,778		
	減価償却累計額	△ 6,953,722		1,909,056
ニ	構 築 物	547,277,705		
	減価償却累計額	△ 277,543,969		269,733,736
ホ	機 械 及 装 置	17,937,670		
	減価償却累計額	△ 13,555,578		4,382,092
ヘ	車 両 及 運 搬 具	69,387		
	減価償却累計額	△ 65,696		3,691
ト	船 舶	781,483		
	減価償却累計額	△ 666,417		115,066
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,920,928		
	減価償却累計額	△ 3,434,742		486,186
リ	建 設 仮 勘 定		385,989,125	
	有 形 固 定 資 産 合 計			944,763,906
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		52,219,934	
ロ	電 話 加 入 権		1,715	
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		23,558	
	無 形 固 定 資 産 合 計			52,245,207
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		2,083,574	
ロ	出 資 金		40,800	
ハ	長 期 貸 付 金		20,608,647	
ニ	基 金		19,126,162	
ホ	破 産 更 生 債 権 等		515,571	
	貸 倒 引 当 金		△ 515,571	
ヘ	そ の 他 の 投 資		9,350	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			41,868,533
	固 定 資 産 合 計			1,038,877,646

2	流動資産			
(1)	現金預金		40,392,070	
(2)	未収金	2,349,920		
	貸倒引当金	<u>△ 197,994</u>	2,151,926	
(3)	短期貸付金		<u>977,643</u>	
	流動資産合計			<u>43,521,639</u>
	資産合計			<u><u>1,082,399,285</u></u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	186,291,096		
	ロ その他の企業債	<u>777,750</u>		
	企業債合計		187,068,846	
(2)	他会計借入金		21,987,971	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	1,379,609		
	ロ 特別修繕引当金	<u>2,410,013</u>		
	引当金合計		3,789,622	
(4)	その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
	固定負債合計			214,601,111
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	18,507,028		
	ロ その他の企業債	<u>129,625</u>		
	企業債合計		18,636,653	
(2)	他会計借入金		2,373,087	
(3)	未払金		7,070,179	
(4)	預り金		4,308,638	
(5)	賞与等引当金		<u>327,142</u>	
	流動負債合計			32,715,699
5	繰延収益			
	長期前受金		471,644,785	
	収益化累計額		<u>△ 203,700,749</u>	
	繰延収益合計			<u>267,944,036</u>
	負債合計			<u><u>515,260,846</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			212,854,699
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 再 評 価 積 立 金	2,668,566		
ロ 国 庫 補 助 金	29,573,103		
ハ 県 補 助 金	4,266,120		
ニ 受 贈 財 産 評 価 額	53,041,293		
ホ 工 事 負 担 金	10,397,817		
ヘ 他 会 計 補 助 金	4,013,239		
ト その他資本剰余金	224,793,041		
資本剰余金合計		328,753,179	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	17,920,896		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	7,609,665		
利益剰余金合計		25,530,561	
剰 余 金 合 計			354,283,740
資 本 合 計			567,138,439
負 債 資 本 合 計			1,082,399,285

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法によっている。

・主な耐用年数

建 物	19 年～50 年	建物附属設備	10 年～18 年
構 築 物	10 年～75 年	機 械 及 装 置	8 年～22 年
車両及運搬具	4 年～6 年	船 舶	5 年～14 年
工具器具及備品	2 年～15 年		

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法によっている。

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（1,596,177 千円）については、平成 26 年度から 14 年にわたり均等額を分割計上している。

(2) 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 ヶ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 28,990,046 千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要

神戸市港湾事業では、港湾事業、空港事業を報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
港湾事業	港湾の管理・整備
空港事業	空港事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

（単位：千円）

	港湾事業	空港事業	合計
営業収益	16,386,536	445,000	16,831,536
営業費用	24,134,644	818,311	24,952,955
営業損益	△7,748,108	△373,311	△8,121,419
経常損益	△608,389	△14,000	△622,389
セグメント資産	1,011,592,957	70,806,328	1,082,399,285
セグメント負債	477,157,622	38,103,224	515,260,846
その他の項目			
特別損益	781,389	-	781,389
減価償却費	13,448,074	763,311	14,211,385
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	△3,281,595	△763,311	△4,044,906

※千円未満の端数処理のため、金額の合計が一致しないことがある。

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1 年内 4,786 千円 1 年超 11,309 千円 計 16,095 千円

<p>V その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当年度において、退職手当として 166,261 千円を支出するため、退職給付引当金 166,261 千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し 当年度において、賞与等として 197,090 千円を支出するため、賞与等引当金 131,394 千円を使用する。</p>	
--	--

令和3年度神戸市港湾事業会計予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

I 港湾管理事業			
1 営業収益			
(1) 岸壁使用料	586,633		
(2) 物揚場使用料	26,456		
(3) 埠頭用地使用料	3,037,217		
(4) 運河使用料	8,685		
(5) ドルフィン使用料	752		
(6) 港湾幹線道路使用料	912,704		
(7) 入港料	263,653		
(8) 港湾環境整備負担金	64,336		
(9) 賃貸料	8,035,455		
(10) 水域占用料	321,430		
(11) 受託工事収益	455		
(12) 其他営業収益	748,583	14,006,359	
2 営業費用			
(1) 業務費	3,784,560		
(2) 振興費	2,398,345		
(3) 受託工事費	455		
(4) 施設保繕費	1,002,070		
(5) 総係費	1,242,795		
(6) 減価償却費	12,265,560		
(7) 資産減耗費	500	20,694,285	
港湾管理事業営業利益			△ 6,687,926
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	8,151		
(2) 他会計補助金	1,021,368		
(3) 国庫補助金	34,808		
(4) 委託金	1,579		
(5) 長期前受金戻入	7,489,176		
(6) 雑収益	177,830	8,732,912	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	1,794,636		
(2) 雑支出	500	1,795,136	6,937,776
港湾管理事業経常利益			249,850

5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	226,646		
(2) その他特別利益	1,058	227,704	227,704
当年度港湾管理事業純利益			477,554
II 港湾施設運営事業			
1 営業収益			
(1) 上屋使用料	1,777,365		
(2) 荷役機械使用料	23,415		
(3) 給水料	91,808		
(4) 其他営業収益	167,662	2,060,250	
2 営業費用			
(1) 業務費	1,168,141		
(2) 総係費	413,565		
(3) 減価償却費	1,077,333		
(4) 資産減耗費	55,956	2,714,995	
港湾施設運営事業営業利益			△ 654,745
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	100		
(2) 長期前受金戻入	216,642		
(3) 雑収益	59,826	276,568	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	66,505		
(2) 雑支出	500	67,005	209,563
港湾施設運営事業経常利益			△ 445,182
5 特別利益			
(1) その他特別利益	182	182	182
当年度港湾施設運営事業純利益			△ 445,000

III 空港事業			
1 營業收益			
(1) 運營權對價	<u>445,000</u>	445,000	
2 營業費用			
(1) 減價償却費	<u>759,430</u>	<u>759,430</u>	
空港事業營業利益			△ 314,430
3 營業外收益			
(1) 他會計補助金	18,906		
(2) 長期前受金戻入	<u>418,094</u>	437,000	
4 營業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	<u>98,570</u>	<u>98,570</u>	<u>338,430</u>
空港事業經常利益			<u>24,000</u>
当年度空港事業純利益			24,000
IV 予備費	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>△ 50,000</u>
当年度純利益			6,554
前年度繰越利益剰余金			<u>7</u>
当年度未処分利益剰余金			6,561

令和3年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		259,940,727	
ロ	建 物	61,148,615		
	減価償却累計額	△ 31,662,603		29,486,012
ハ	建 物 附 属 設 備	9,014,515		
	減価償却累計額	△ 6,758,680		2,255,835
ニ	構 築 物	547,281,164		
	減価償却累計額	△ 267,441,028		279,840,136
ホ	機 械 及 装 置	17,999,819		
	減価償却累計額	△ 13,099,803		4,900,016
ヘ	車 両 及 運 搬 具	69,387		
	減価償却累計額	△ 65,523		3,864
ト	船 舶	781,483		
	減価償却累計額	△ 652,777		128,706
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,920,928		
	減価償却累計額	△ 3,309,254		611,674
リ	建 設 仮 勘 定		370,284,364	
	有 形 固 定 資 産 合 計			947,451,334
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		53,906,312	
ロ	電 話 加 入 権		1,715	
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		42,618	
	無 形 固 定 資 産 合 計			53,950,645
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		2,083,574	
ロ	出 資 金		40,800	
ハ	長 期 貸 付 金		20,686,289	
ニ	基 金		9,737,616	
ホ	破 産 更 生 債 権 等		515,571	
	貸 倒 引 当 金		△ 515,571	
ヘ	そ の 他 の 投 資		9,350	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			32,557,629
	固 定 資 産 合 計			1,033,959,608

2	流動資産			
(1)	現金預金		52,431,266	
(2)	未収金	2,304,184		
	貸倒引当金	<u>△ 198,271</u>	2,105,913	
(3)	短期貸付金		<u>862,185</u>	
	流動資産合計			<u>55,399,364</u>
	資産合計			<u><u>1,089,358,972</u></u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	195,560,981		
	ロ その他の企業債	<u>907,375</u>		
	企業債合計		196,468,356	
(2)	他会計借入金		22,489,697	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	979,988		
	ロ 特別修繕引当金	<u>2,410,013</u>		
	引当金合計		3,390,001	
(4)	その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
	固定負債合計			224,102,726
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	16,679,297		
	ロ その他の企業債	<u>129,625</u>		
	企業債合計		16,808,922	
(2)	他会計借入金		2,312,741	
(3)	未払金		12,302,718	
(4)	預り金		4,308,638	
(5)	賞与等引当金		<u>305,625</u>	
	流動負債合計			36,038,644
5	繰延収益			
	長期前受金		466,251,798	
	収益化累計額		<u>△ 195,619,942</u>	
	繰延収益合計			<u>270,631,856</u>
	負債合計			<u><u>530,773,226</u></u>

6 資本金

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 再評価積立金

2,668,566

ロ 国庫補助金

29,573,103

ハ 県補助金

4,266,120

ニ 受贈財産評価額

53,041,293

ホ 工事負担金

10,397,817

ヘ 他会計補助金

4,013,239

ト その他資本剰余金

222,119,861

資本剰余金合計

222,119,861

326,079,999

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

25,415,000

ロ 当年度未処分利益剰余金

6,561

利益剰余金合計

25,421,561

25,421,561

剰余金合計

351,501,560

資本合計

558,585,746

負債資本合計

1,089,358,972

資本の部

207,084,186

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ・減価償却の方法 定額法によっている。
 - ・主な耐用年数

建 物	19年～50年	建物附属設備	10年～18年
構 築 物	10年～75年	機 械 及 装 置	8年～22年
車両及運搬具	4年～6年	船 舶	5年～14年
工具器具及備品	2年～15年		
 - (2) 無形固定資産
 - ・減価償却の方法 定額法によっている。
- 3 重要なリース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
なお、会計基準変更時差異（1,596,177千円）については、平成26年度から14年にわたり均等額を分割計上している。
 - (2) 賞与等引当金
職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。
 - (3) 貸倒引当金
債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は29,921,295千円である。

III セグメント情報に関する注記

- 1 セグメントの概要
神戸市港湾事業では、港湾事業、空港事業を報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
港湾事業	港湾の管理・整備
空港事業	空港事業

- 2 報告セグメントごとの営業収益等

（単位：千円）

	港湾事業	空港事業	合計
営業収益	16,066,609	445,000	16,511,609
営業費用	23,409,280	759,430	24,168,710
営業損益	△7,342,671	△314,430	△7,657,101
経常損益	△195,332	24,000	△171,332
セグメント資産	1,017,789,333	71,569,639	1,089,358,972
セグメント負債	490,921,457	39,851,769	530,773,226
その他の項目			
特別損益	227,886	-	227,886
減価償却費	13,342,893	759,430	14,102,323
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	17,039,129	△759,430	16,279,699

※千円未満の端数処理のため、金額の合計が一致しないことがある。

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料
1年内 7,379千円 1年超 16,094千円 計 23,473千円

V その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として 298,723 千円を支出するため、退職給付引当金 298,723 千円を使用する。

2 賞与等引当金の取崩し

当年度において、賞与等として 204,945 千円を支出するため、賞与等引当金 136,630 千円を使用する。

3 特別修繕引当金の取崩し

当年度において、公共クレーン改修工事として 40,000 千円を支出するため、特別修繕引当金 36,364 千円を使用する。

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	令和3年度末までの 支払義務発生見込額		令和4年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	一 般 会 計 補 助 金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
メリケンパークほか指定管理 (令和元年度)	686,000	令和元年度以降	407,689	令和5年度まで	278,311	-	-	278,311	-
神戸三宮フェリーターミナル指定管理 (令和元年度)	149,000	令和元年度以降	82,224	令和5年度まで	66,776	-	-	66,776	-
神戸海洋博物館指定管理 (令和2年度)	424,000	令和2年度以降	164,430	令和6年度まで	259,570	-	-	259,570	-
神戸空港連絡橋4車線化 (令和2年度)	700,000	令和3年度以降	500,000	令和5年度まで	200,000	100,000	90,000	10,000	-
神戸ポートオアシス指定管理 (令和3年度)	229,000	令和3年度以降	45,800	令和7年度まで	183,200	-	-	183,200	-
神戸ポートタワー改修 (令和3年度)	3,300,000	-	-	令和5年度まで	3,300,000	-	2,475,000	825,000	-
ESCO事業 (令和3年度)	850,000	-	-	令和14年度まで	850,000	-	-	850,000	-
須磨地区緑地整備 (令和4年度)	250,000	-	-	令和5年度まで	250,000	125,000	112,500	12,500	-
新港西地区防波堤整備 (令和4年度)	1,000,000	-	-	令和6年度まで	1,000,000	500,000	450,000	50,000	-

Ⅲ 令和4年度神戸市一般会計予算 (港湾局所管分)

予算第1号議案

令和4年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分）

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17 使用料及手数料		5,847
	1 使用料	5,847
18 国庫支出金		393,000
	2 補助金	393,000
24 諸収入		80
	7 雑入	80
25 市債		2,435,000
	1 市債	2,435,000
歳入合計		2,833,927

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
9 土木費		3,272,400
	7 海岸保全費	1,652,400
	8 港湾防災費	1,620,000
歳出合計		3,272,400

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	4 年 度	3 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	5,847	5,847	-	
1 使用料	5,847	5,847	-	
8 土木使用料	5,847	5,847	-	
5 海岸	5,847	5,847	-	海岸占用料
18 国庫支出金	393,000	563,350	△170,350	
2 補助金	393,000	563,350	△170,350	
7 土木費補助	393,000	563,350	△170,350	
1 海岸保全費補助	393,000	563,350	△170,350	補助率1/2
24 諸収入	80	80	-	
7 雑収入	80	80	-	
2 延滞金加算金及過料	80	80	-	
5 港湾局過料	80	80	-	須磨海岸喫煙過料
25 市債	2,435,000	3,469,000	△1,034,000	起債承認見込額
1 市債	2,435,000	3,469,000	△1,034,000	
4 土木債	2,435,000	3,469,000	△1,034,000	
4 海岸保全事業公債	815,000	1,014,000	△199,000	
5 港湾防災事業公債	1,620,000	2,455,000	△835,000	
合 計	2,833,927	4,038,277	△1,204,350	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	4 年 度	3 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
9 土 木 費	3,272,400	4,474,985	△1,202,585	393,000	2,435,000	5,927	438,473
7 海 岸 保 全 費	1,652,400	2,019,985	△367,585	393,000	815,000	5,927	438,473
1 職 員 費	142,191	161,184	△18,993	-	-	-	142,191
2 事 業 費	1,510,209	1,858,801	△348,592	393,000	815,000	5,927	296,282
8 港 湾 防 災 費	1,620,000	2,455,000	△835,000	-	1,620,000	-	-
1 港 湾 防 災 事 業 費	1,620,000	2,455,000	△835,000	-	1,620,000	-	-
合 計	3,272,400	4,474,985	△1,202,585	393,000	2,435,000	5,927	438,473

(1) 土木費	3,272,400 千円
①職員費	142,191 千円
・ 職員の給料、職員手当など	142,191 千円
②事業費	1,510,209 千円
・ 高潮・津波対策	1,186,000 千円
防潮鉄扉等の遠隔操作化、海岸保全施設老朽化対策など	
・ 高潮防災対策	324,209 千円
海岸保全施設の管理、補修など	
③港湾防災事業費	1,620,000 千円
・ 神戸港高潮対策緊急事業	1,620,000 千円
神戸港内の高潮対策実施	

4 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新在家ポンプ場改修	令和4～5年度	414,000
神戸港高潮対策緊急事業（六甲アイランド）	令和4～5年度	600,000
神戸港高潮対策緊急事業（ポートアイランド）	令和4～5年度	1,200,000

IV 関 連 議 案

第 28 号議案

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例（昭和48年 4 月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（運河の使用制限及び禁止事項）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 規則で定める区域内において、</u> <u>推進機関として内燃機関又は電動</u> <u>機を備える船舶のうち次に掲げる</u> <u>船舶以外の船舶を航行させるこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ア 漁船法（昭和25年法律第178</u> <u>号）第2条第1項に規定する漁</u> <u>船</u></p> <p><u>イ 海上運送法（昭和24年法律第</u></p>	<p style="text-align: center;">（運河の使用制限）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

エ 国又は地方公共団体が所有する船舶

オ その他市長が認める船舶

別表第1(第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき
	(1) 1級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭
	イ 多階建て2階 26円82銭
	(2) 2級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭
	イ 多階建て2階 24円3銭
	(3) 3級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭
	イ 多階建て2階 17円60銭
	(4) 4級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭
	イ 多階建て2階 15円96銭

別表第1(第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき
	(1) 1級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭
	イ 多階建て2階 26円82銭
	(2) 2級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭
	イ 多階建て2階 24円3銭
	(3) 3級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭
	イ 多階建て2階 17円60銭
	(4) 4級上屋
	ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭
	イ 多階建て2階 15円96銭

(5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

(6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項1(1)アからオまでに掲げる区分に応じそれぞれアからオまでに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 専用使用

1 平方メートル1月につき

(1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

(2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

(3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

(4) 4級上屋

(5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

(6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

2 専用使用

1 平方メートル1月につき

(1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

(2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

(3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

(4) 4級上屋

	<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円</p> <p>イ 多階建て2階 479円</p> <p>(5) 5級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 679円</p> <p>イ 多階建て2階 452円</p> <p>(6) 6級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 581円</p> <p>イ 多階建て2階 387円</p> <p><u>ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する</u> <u>場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項2(1)から(5)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 占用使用 1平方メートル1月につき 屋上 104円50銭</p>		<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円</p> <p>イ 多階建て2階 479円</p> <p>(5) 5級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 679円</p> <p>イ 多階建て2階 452円</p> <p>(6) 6級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 581円</p> <p>イ 多階建て2階 387円</p> <p>3 占用使用 1平方メートル1月につき 屋上 104円50銭</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

理 由

港湾施設である運河の適正な利用及び航行者の安全確保を図る等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 28 号議案 神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の趣旨

(1) 兵庫運河における水上オートバイ等の航行禁止

兵庫運河は、運河内の一部が狭く見通しが悪いにも関わらず、多くの水上オートバイ等が高速で走行しており、漁業関係者等の運河利用者や干潟で環境学習を行っている小学生等の水面利用者に危険が及ぶ懸念があるほか、近隣住民から騒音に対する苦情も寄せられている。

これらの実情を踏まえ、水上オートバイ等による事故等を防止し、運河の適正な利用を図ることを目的に、運河内に航行禁止区域を設定し、水上オートバイ等の航行を禁止する。

(2) 公共上屋の使用料に関する規定の追加

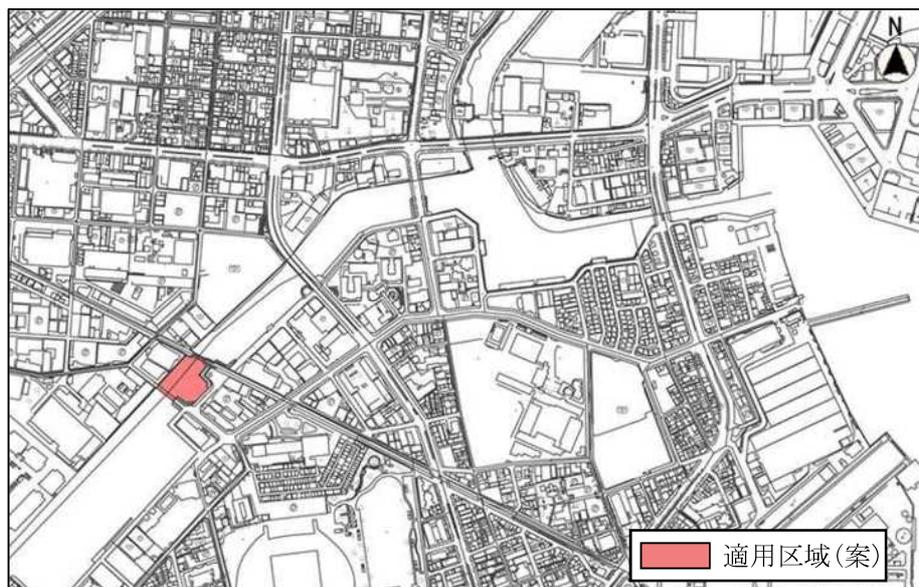
六甲アイランドの埠頭（O・Pバース）に、屋上部分に避難機能を有した公共上屋を新設するにあたり、平常時、屋上部分を荷さばき用途として使用する場合の使用料を追加する。

2. 改正の内容

(1) 兵庫運河における水上オートバイ等の航行禁止

- ・対 象：推進機関として内燃機関または電動機を備える船舶（漁船等を除く）
- ・区 域：規則で定める区域
- ・施行日：令和 4 年 5 月 1 日

【航行禁止区域(案)】 和田岬線旋回橋～材木橋の間の水域



(2) 公共上屋の使用料に関する規定の追加

- ・対象：上屋の屋上部分
- ・使用料：荷さばき地等に係る使用料の3分の2
- ・施行日：令和4年5月1日

【参考】荷さばき地の使用料（専用使用時・月額/m²）

等級	使用料	2/3 を乗じた額
1 級地	376 円	250 円
2 級地	310 円	206 円
3 級地	252 円	168 円
4 級地	237 円	158 円
5 級地	212 円	141 円

※六甲アイランドは1級地に該当

神戸市港湾施設条例の一部改正（案）に関する意見募集手続の結果
（兵庫運河における水上オートバイ等の航行禁止について）

1. 意見募集の実施期間

令和3年12月2日（木）～令和4年1月4日（火）

2. 実施結果

(1) 意見総数 3通

(2) 意見の概要及び市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>① 航行禁止によって水上オートバイが近くを通らなくなると、兵庫運河で落水者が出た場合に助かる命が助からなくなる。</p> <p>② 航行禁止区域内の人工ビーチは水面からのアクセスが容易であり、緊急時や人命救助時には必要な場所である。</p> <p>③ 材木橋から御崎橋にある（航行禁止区域の西部にある）、兵庫運河内の人工干潟は置石で囲まれており、航行時に侵入することはできない位置にあるため、水上オートバイの航行によって水域利用者に危険を及ぼさない。</p> <p>④ 兵庫運河は水面から見ると見通しはよく、障害物がある場所には接触しない速度で航行しているため、水上オートバイの航行によって水域利用者に危険を及ぼさない。</p> <p>⑤ 運河上を航行する船舶がいれば衝突しないよう回避義務があり、環境学習エリアには置石等で学習者が航路に行きにくいように作られており、船舶と接近できないように作られているため、兵庫運河内には水上オートバイやプレジャーボートが直接命を奪う場所がない。</p> <p>⑥ 兵庫運河は遊泳に適さない場所であり、遊泳者がいれば注意喚起や通報等、安全活動の一役を担っており、水面の保安に役立っている。</p>	<p>水難その他の非常事態の発生に際し必要な措置を講ずるための船舶（海上保安部、警察等の船舶）については、規制対象外とする予定です。</p> <p>兵庫運河内の航路幅は直線部で40～60m、橋梁部では最小幅6mで曲がり部分もあり、外海に比べて見通しが悪く、対向側を事前に認知することが難しい箇所、急な退避行動をとりにくい箇所が多いと考えています。その中で、多くの水上オートバイ等が高速で走行することにより、漁業関係者をはじめとする運河利用者の他、人工干潟において環境学習を行っている小学生等の水面利用者に危険が及ぶことが懸念されています。</p> <p>このため、高速走行する水上オートバイに徐行を促す目的で、運河の両端近くの高松橋・新川橋に横断幕を設置するとともに、御崎橋付近・清盛橋付近に監視艇を配備し、直接水上オートバイ利用者に徐行いただくよう注意喚起を行いました。従っていただけない方が6割に上りました。これらの状況を踏まえ、運河の適正な利用と航行者の安全確保を図っていくために、運河内の一部区域において、航行禁止区域を設定する条例改正を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

	<p>⑦ 兵庫運河は、和田岬沖、神戸港入り口等での急な波浪に対する避難的う回路として機能しているため、航行できるようにすべきである。</p>	<p>海上の天気が短時間で急変することは認識しております。天気が急変し、大波が発生するような場合は、航行自体を見合わせていただきますようお願いいたします。</p>
	<p>⑧ 騒音問題は騒音に関する条例で対応すべきである。</p>	<p>今回の条例改正は、漁業関係者をはじめとする運河利用者や、人工干潟において環境学習を行っている小学生等の水面利用者に危険が及ぶことを未然に防ぎ、施設の適切な利用を目的として進めるとともに、航行を規制することで騒音問題の解決にも寄与すると考えています。</p>
<p>2</p>	<p>① 条例改正に妥当性を感じるが、禁止区域西側隣接水域にも人工干潟があり、水域利用者に危険を及ぼす可能性があるため、同様に航行禁止にする必要性を検討すべきである。</p>	<p>兵庫運河において今回規制する範囲は、特に安全確保が望まれる区域と考えています。</p> <p>また、兵庫運河を航行する水上オートバイは、通過交通が大部分であるため、一部を航行規制することにより通過を抑制できると考えています。</p>
	<p>② 主旨に賛成であるが、本改正のみでは不十分であり、危険行為・迷惑行為が繰り返されてしまうと考えます。走行禁止されていない区域で急旋回や急制動をして遊ぶことを防ぐためにも、適用区域をもっと拡大する（神戸市内全域を目指す）べきである。</p>	<p>今回の条例改正は、以前から特に問題となっていた兵庫運河について、市独自の対応として条例改正を進めようとするものです。他の海域については、現在兵庫県において、全県的な対応が検討されていることから、その状況も踏まえての検討課題と考えています。</p>
<p>3</p>	<p>① 条例改正に妥当性を感じるが、運河は本来船舶が通行する場であり、それら本来航行する必要がある船舶が運河使用することに問題がないよう対応すべきである。</p>	<p>生業として兵庫運河を利用している事業者等については、規制の対象外とする予定です。</p>
	<p>② 和田岬旋回橋は立派な産業遺産である。産業遺産として整備し、地元の歴史文化に目を向け郷土愛を育む環境を整えることで、水上オートバイの航行の自粛も促すことができるのではないかと。</p>	<p>今回の条例改正は、漁業関係者をはじめとする運河利用者や人工干潟において環境学習を行っている小学生等の水面利用者に危険が及ぶことを未然に防ぎ、施設の適切な利用を目的として進めているものです。</p> <p>旋回橋は今年度、公益財団法人土木学会によって選奨土木遺産に認定されており、歴史的価値があることを認識しております。</p>

第 29 号議案

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の件
 須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例

須磨海岸を守り育てる条例（平成20年 3 月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 [略]	第 2 章 [略]
第 1 節、第 2 節 [略]	第 1 節、第 2 節 [略]
第 3 節 海岸における行為制限 (第21条—第24条)	第 3 節 海岸における行為制限 (第21条—第23条)
第 3 章 雑則 (第25条)	第 3 章 雑則 (第24条)
第 4 章 罰則 (第26条—第30条)	第 4 章 罰則 (第25条—第29条)
附則 (許可等の基準)	附則 (許可等の基準)
第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可 又は第 7 条の承認を受けようとする	第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可 又は第 7 条の承認を受けようとする

者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、許可又は承認を
与えてはならない。ただし、第6号
又は第7号に該当する場合におい
て、市長が特に理由があると認め
るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第29条又は第30条の規定により
過料に処せられ、その処分があつ
た日から起算して2年を経過しな
いとき。

(8) [略]

(航行の禁止)

第24条 何人も、法令に別に定めがあ
るもののほか、規則で定める区域
内において、推進機関として内燃機
関又は電動機を備える船舶のうち
次に掲げる船舶以外の船舶を航行
させてはならない。

(1) 漁船法（昭和25年法律第178
号）第2条第1項に規定する漁船

(2) 国又は地方公共団体が所有する
船舶

(3) その他市長が認める船舶

(施行細目の委任)

第25条～第28条 [略]

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当す
る者は、5万円以下の過料に処す

者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、許可又は承認を
与えてはならない。ただし、第6号
又は第7号に該当する場合におい
て、市長が特に理由があると認め
るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第28条又は第29条の規定により
過料に処せられ、その処分があつ
た日から起算して2年を経過しな
いとき。

(8) [略]

(施行細目の委任)

第24条～第27条 [略]

(過料)

第28条 次の各号のいずれかに該当す
る者は、5万円以下の過料に処す

<p>る。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条の規定に違反した者</u></p> <p>第30条 [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>第29条 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

理 由

須磨海岸の利用の適正化及び健全化を推進するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 29 号議案 須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の趣旨

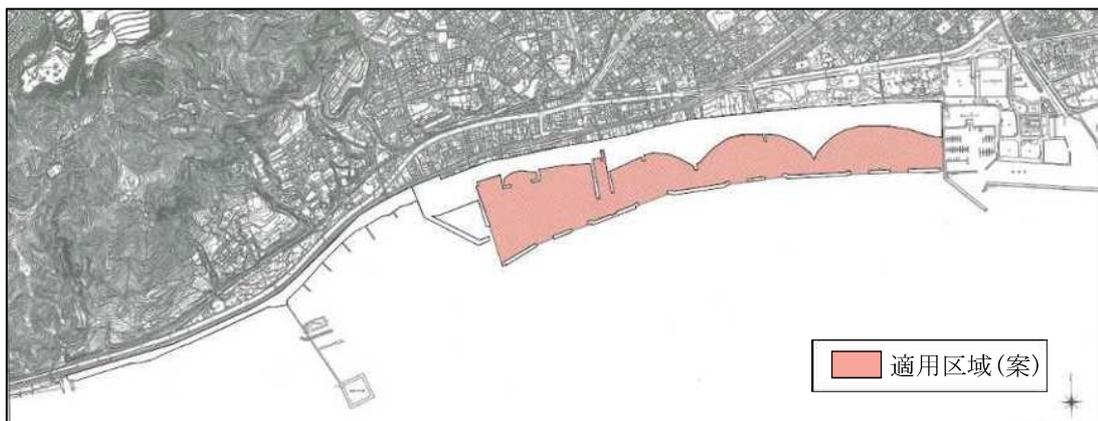
須磨海岸では、水上オートバイやプレジャーボート等による波打ち際の利用者への危険な事案の発生が懸念され、苦情も寄せられている。

このような実情を踏まえ、水上オートバイ等による事故等を防止し、須磨海岸の利用の適正化・健全化を図ることを目的に、海岸内の一部区域を航行禁止区域とし、水上オートバイ等の航行を禁止する。

2. 改正の内容

- ・ 対 象：推進機関として内燃機関または電動機を備える船舶（漁船等を除く）
- ・ 区 域：規則で定める区域
- ・ 施行日：令和 4 年 5 月 1 日

【航行禁止区域(案)】



須磨海岸を守り育てる条例の一部改正（案）に関する意見募集手続の結果

1. 意見募集の実施期間

令和3年12月2日（木）～令和4年1月4日（火）

2. 実施結果

(1) 意見総数 9通

(2) 意見の概要及び市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>既得権益である海岸の陸地にプレジャーボートの置場を借りてリクリエーションとして利用している者にも同様に明確な利用の継続許可を出すべき。すぐそばにある須磨浦漁港のスロープを使用するようにして頂きたい。利用者からの申請と神戸市長からの許可という形で正当に利用許可を出すのが一番良い。</p>	<p>海岸の陸地にプレジャーボートの置場を借りてリクリエーションとして利用されている方については、動力を備える場合は、規制エリアからの出し入れはできなくなりますので、調整が必要となります。</p>
2	<p>条例改正の方針に賛同する。 レジャーボートの定義が曖昧な点があり、ある一定の基準を定義づけした方が良い。 （「エンジンモーター付きのボート」）</p>	<p>水上オートバイやプレジャーボート等の動力として内燃機関又は電動機を備える船舶の進入については、禁止することを想定しています。漁業従事者の船舶、海上保安庁や警察・消防等の国や地方公共団体の船舶、海岸内の安全対策や救助活動に従事する船舶などは区域内の航行を可能とすることを考えています。</p> <p>また、動力として内燃機関や電動機を備えていないSUP（インフレーターを除く）やウィンドサーフィン、サーフボート等も海水浴期間中以外は、航行を可能とすることを想定しています。</p>
3	<p>① 須磨海岸内全域において、海水浴場開設期間以外の水上バイク及びプレジャーボートの航行継続と乗入継続を望む。</p>	<p>須磨海岸内を水上オートバイ、プレジャーボートで走行することは、海岸利用者にとって危険であると認識しており、海岸利用者の安全・安心を守るために、航行禁止区域を設定するものです。</p>

	<p>② 海上における人命の保全、遭難や事故予防や防止の為、航行継続等を望む。 また、防波堤内のビーチは急な時化（しけ）の際、避難場所になる。</p> <p>③ 水上バイクで助けることができる命がある。近くに救助できる者がいない為、助かる命が助からなくなる。</p> <p>④ 騒音問題は、騒音に関する現在の条例で対応可能。オーディオの音量を下げる、無駄なアクセルワークを行わずできるだけ静かに通りすぎる。</p> <p>⑤ 波打ち際には、水上バイクやプレジャーボートは水深が浅く航行できない。子供がいることがあるが、ほとんどの場合はユーザーの家族や友人の子供であり、細心の注意を払い事故防止に心掛けている。</p> <p>⑥ 将来を奪ってしまう条例制定を行わないで欲しい。迷惑行為や他人の心身を傷つけるような行為をなくす条例制定を行ってほしい。</p>	<p>海上の天気が短時間で急変することは認識しております。天候が急変し大波が発生する場合は、航行自体を見合わせていただきますようお願いいたします。</p> <p>海水浴期間中における救助については、ライフセーバー、消防、警察、海上保安庁と連携しており、それ以外についても消防、警察、海上保安庁と連携して適切に行っています。</p> <p>須磨海岸では「須磨海岸を守り育てる条例」第21条第1項第2号により、オーディオ等のアンプ、スピーカーの使用を禁止しております。水上オートバイは、一定のスピードを出すと、騒音が発生し、海岸利用者の迷惑となるため、規制区域への航行禁止等による規制が必要と考えています。</p> <p>船舶は遊泳者に対して圧倒的な大きさ、馬力を有し、低速で衝突しても大きな人身事故となるため、四季を通して安心して多くの方に利用いただけるよう、航行禁止区域を設定することは、問題ないと考えています。</p> <p>神戸のすべての海域を走行することを規制しているわけではありません。須磨海岸内を水上オートバイ、プレジャーボートで走行することは、波打ち際の子どもを含む海岸利用者にとって危険であると認識しており、海岸利用者の安全安心を守るために規制エリアを設定することにいたしました。</p>
4	<p>須磨海岸に関わるライフセーバーとして、今回の条例改正（案）に賛成。本来、遊泳者や波打ち際の利用者と、カヌーやSUP、ウィンドサーフィン等のマリンスポーツ、水上バイクや動力船がエリアを共有して活動することは危険を伴うため、安全に安心して利用するためには、ゾーニングを行って活動エリアを分けるといった安全対策が必須。</p>	<p>海水浴期間中は、「兵庫県水難事故等の防止に関する条例」における法令の根拠と離岸堤の間にオイルフェンスを設置することで、物理的に水上オートバイの進入を防ぐ対策を講じています。</p> <p>今回の条例は、ご指摘の通り、四季を通して海や波打ち際を多くの方々に安心して利用いただけるように、海水浴場設置期間以外にも、水上オートバイやプレジャーボート等の進入による事故等の防止を図ることを目的として改正するものです。</p>

5	<p>指定された港湾施設から航行禁止区域内を抜け切るまでは、極力徐行するといったルールを義務付けるなどして“棲み分け”が必要。市民の自由なアクセスや、マリンレジャー等を享受できる権利を奪うことがないようにしてほしい。</p> <p>須磨漁港船溜り西側には、今や大阪湾全体でも希少な海浜植物群落の自生地があり、規制予定区域にて行き過ぎた走行をしていた利用者がそこに上陸することにより、悪い影響が出る可能性があるため、積極的に保全すべきである。</p> <p>また、付近でバーベキューのエリアを設置し、社会実験を計画していると伺った。上下水道設備もないところでなぜバーベキューをしなければならないのか、全く理解できない。</p>	<p>モラルをもって、神戸港内を航行することは問題ないと考えていますが、須磨海岸内を水上オートバイ、プレジャーボートで走行することは、海岸利用者にとって危険であると認識しており、海岸利用者の安全・安心を守るために航行禁止区域を設定するものです。</p> <p>船溜まりより西エリアへの規制区域の拡大については、現状では規制予定エリアより海岸の利用者が少数であること、オイルフェンス等の対策が十分取れないことによる実効性の担保に課題があるため難しいと考えています。</p> <p>なお、船溜り西側の砂浜の希少植物については、保護の看板等を設置し、貴重な海浜植物の育成地であり、その稀少性を十分認識しており、海岸の利用方法等、検討課題と考えております。</p> <p>また、令和3年より防犯カメラを設置することで、違反行為を速やかに注意できる環境を整えており、引き続き須磨海岸における禁止事項の周知・徹底を図っていきます。</p>
---	--	---